大隅肝属地区消防組合告示第９号

次の催しは、大隅肝属地区消防組合火災予防条例第42条の２第１項に規定する指定催しとして指定したので、同条第３項により公示する。

令和８年11月２日

大隅肝属地区消防組合
消防長　原口　賢剛

催しの名称	KAGOSHIMA outside Festival 2026 at UMIMORI
催しの開催場所	鹿児島県肝属郡東串良町川東4989番地６　円山公園内
催しの開催期間	令和８年11月７日（土）午前10時から午後８時30分まで 令和８年11月８日（日）午前10時から午後４時まで

指定催しとは

消防長は、祭礼、縁日、花火大会その他の多数の者の集合する屋外での催しのうち、大規模なものとして消防長が定める要件に該当すると認めるものを「指定催し」と指定して、主催する者の責任と役割を明確化し、必要な防火管理体制の構築を義務付けることを目的としています。

１　消防長が定める「指定催し」の要件について

⑴　一日当たりの人出予想が10万人を超える催し

⑵　催しを主催する者が出店を認める露店等が100店を超える催し

⑶　前各号に準ずる規模を有する催しとして消防長が認めるもの

２　指定催しの指定を受けた場合

指定催しとして指定を受けた催しの主催者は、速やかに防火担当者を定め、火災予防上必要な業務に関する計画を開催日の14日前又は消防長が定める日までに提出しなければなりません。